

令和5年第10回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第10回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年10月26日(木) 午前10時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君  
代表教育委員 山 元 行 博 君  
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君  
委 員 稲 田 滋 君  
委 員 高 橋 太 朗 君  
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君  
兼子ども未来創造局長  
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 金 城 忠 君  
学 校 教 育 監  
子ども未来創造局 濱 口 悟 君  
担当副部长兼人権施策室長  
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君  
教 職 員 人 事 室 長 柴 田 大 君  
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君  
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長 鉾 之 原 史 樹 君  
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長 福 田 浩 子 君  
文 化 国 際 室 長 小 木 曾 充 浩 君

1. 出席事務局職員

教育政策室長補佐

竹内啓仁君

教育政策室参事

中村友美君

教育政策室

吉田友子君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 学校防災指針改定の件
- 日程第 4 箕面市立郷土資料館条例施行規則及び箕面市文化財保護条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市英語指導助手等住宅貸与規程改正の件
- 日程第 6 箕面市教育活動充実事業費交付金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市中学校部活動助成金交付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市学力保障・学習支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市立保育所及び幼稚園災害共済給付金補てん救済金給付要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市保育所設置認可等要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市家庭的保育事業等認可要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市私立幼稚園連盟補助金交付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 18 箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市赤ちゃんの駅整備事業実施要綱改正の件
- 日程第 21 箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱改正の件
- 日程第 22 箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
- 日程第 23 箕面市子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種費用自己負担金助成要綱改正の件
- 日程第 24 箕面市教育委員会電子署名規程制定の件
- 日程第 25 箕面市保育所等給食に係る物価高騰支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 26 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 27 箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件
- 日程第 28 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 29 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 30 箕面市立保育所の保育所歯科医解職及び委嘱の件
- 日程第 31 箕面市教育委員会人事発令の件

- 日程第32 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件  
日程第33 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒  
審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件  
日程第34 生徒指導の件

(午前10時30分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和5年第10回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、山元代表教育委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、10月21日土曜日に、中学校の体育祭、小中一貫校の運動会にご出務いただきましてありがとうございます。天気はとても良かったんですが非常に寒い日で、来賓の方々にも今日はちょっと寒いねというようなコメントをいただけてました。当日は第一中学校がインフルエンザ等学級閉鎖の関係で延期、とどろみの森学園も7、8、9年は欠席で小学校だけの運動会となりました。第一中学校については、昨日延期で開催の予定でしたがこれも流れまして、明日学年ごとに授業の一環ということで開催する運びになっております。とどろみの森学園につきましては、昨日無事開催できたということですのでご報告させていただきます。教育長関係ですが、令和5年第3回箕面市議会の定例会がそれぞれ文教常任委員会、あるいは文教常任委員会の決算審査、一般質問を行っております。教育行政の課題等の中で、令和5年度第1回箕面市通学区域審議会が開催されました。これにつきましては、今回諮問が2件ありまして、1点は、当時小学校と決定した事項につきまして現在施設一体型小中一貫校とする新たな方向性が出ておりますが、この方向性を受けて、船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定についてを調査審議いただくこと、2点目につきましては、前回令和2年に答申をいただいてから3年が経過した中で、当時の答申の附帯意見として、交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化および過去に課題とされた地域の現状の確認についてという意見に対しまして調査審議いただくということで諮問をさせていただきました。当日の内容について少しかいつまんでこの場でご報告しますと、諮問の一につきましては、委員の方からは、特に学校種が変わったからということで校区の変更は必要ないんじゃないかと思うけれども、やはり中

小の子どもたちが合流するということについてのサポートはしっかり充分にやってほしいなということですか、新設校に近い校区の子どもは新設校に行きたいということもあるんじゃないか、そういうことをどうするのかということ、あるいは、これまでの教育委員会の進め方として主体性が感じられない、もっと主体性を持って取り組むべきではなかったのか、あるいは議会の関与でどうなるんだというようなご質問も受けております。また、前は面積指標に基づいて検討を進めたんですが、児童生徒の推計なんかも資料として出してもらわないとなかなか議論はしにくいのではないかなというような意見をいただいております。諮問の二につきましては、前回の経過を聞いてみると、地域活動のことについてということにあまり思いを巡らしていただけてないんじゃないかなということで、そういうことも必要ではないかなということと、そもそもその環境の変化というのを誰が確認するんだ、一定教育委員会の方でここはこうじゃないかなというような教育委員会の考えを示すべきではないのか、丸投げで皆さんどうですかというのは少しやり方としてはおかしいんじゃないか、というようなことですか、前は数字にこだわり続けておりましたので、それはそれで一定大事だと思っておりますけども、そういった以外のところもやっぱり審議の観点にするべきではないかですか、あとは、前回時間をかけて審議会でやりましたので、基本的にはあまり触らない方がいいとは思いますが、やはり安全面については前回の審議会でもいろいろ議論されたので、安全面については解決するという方向性での議論が必要だ。あるいは、避難所や福祉の拠点についてはやっぱり校区内にあるべきものであるというような意見など、多岐にわたって議論いただきましたので、第2回に向けて我々や教育委員会の中でもしっかり議論させていただきたいと思っておりますので、またその都度教育委員さんにも諮らせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。行事報告ですが、学校教育、子育て関係につきましては、先ほども触れました運動会関係ですけれども、10月14日に幼稚園、保育所の運動会が、10月21日に先ほど申し上げました中学校の体育祭、小中一貫校の運動会が開催されております。生涯学習関係でいいますと、9月17日と18日に第63回ジュニアソフトボール大会、10月9日、第56回市民スポーツカーニバルふれあいフェスティバルが開催されております。また10月14日にはFiesta Mexicana 箕面ということでクエルナバカの市長にも来ていただいた中で、国際友好都市提携20周年記念の事業を盛大に行ったものです。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第33、議案第81号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、日程第3

4、報告第84号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長(藤迫稔君) : それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、日程第3、議案第58号「学校防災指針改定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長 : 本件は、風水害時における休校の基準となる警報等が発令されていない場合の臨時的な対応を追記するとともに、箕面市地域防災計画の改定により、地震発生時の市職員の参集基準が変更されたことに伴い、学校教職員の参集基準も併せて変更するため、箕面市学校防災指針の一部改定を提案するものです。主な改定部分としては、勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の参集体制について、震度5強以上の地震が発生した場合は、管理職及び地震時初動員に加え、その他教職員についても被災等により出務が困難な者を除き勤務校に参集することとし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、管理職及び地震時初動員が勤務校に参集し、必要に応じて、管理職の判断で他の教職員を参集させることとしました。続いて、風水害時における休校の基準となる警報等が発令されていない場合の臨時的対応について、「基準となる警報等」が発令されていない場合であっても、教育委員会が休校または時程の変更を指示する場合や、学校付近に浸水害、土砂災害が発生し、またはその発生が現に切迫している場合は、学校は休校、時程の繰り下げまたは時程の繰り上げを行うものとする事としました。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(稲田滋君) : お願いなのですが、学校は避難訓練は定期的に行っているんですけど、勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の参集体制と、その時にいったい何をやるかというのが、学校施設の被害状況の確認とか、通常どおりの稼業が可能かどうか判断するとか、児童生徒の安否確認というようなことをしなさいよということで書いてあるんですけどね。私も反省をこめてなんですけど、こういうところの、例えば児童生徒の安否確認どうするんだろうというようなことは、全然やってなかったんですね。

こういうのも日頃からいろいろ含めてどういうふうに安否確認するのかということもやっぱりシミュレーションしてやっておかないといけないと思うので、ぜひとも学校ではそういう訓練を実施していただけますようによろしくをお願いします。

○教育長（藤迫稔君）： 学校のある時に防災訓練をする場合は、運動場に避難して、子どもの数、ちゃんと大丈夫かっていうところで終わる学校が多いんですけども、学校によってはそこからさらに引き渡し訓練をしてるという学校もあるんですけど、さすがに勤務外でやってるかというところはなかなかできてない。かろうじてあるのは1.17の市全体でやる時に、その1.17が土曜とか日曜に当たる場合は勤務外になるんだけど、きっとそれもできてないと思うので、今回見直しになりますので、実際なかなか勤務外にやるのは難しいかもしれないけど、勤務外の時にまずどうするかっていうのは少し徹底しとかなないと、せっかくこのルールを決めたところで、学校には行ったけど何から手を付けて何をどうしたらいいのかということになると何の意味もないので、そこはここでは細かいところまで書ききれてないけれども、それは徹底しようと思います。

○委員（稲田滋君）： 実際に学校に集まれというのではなくて、そういう勤務外の時に、例えば学校はどういうところをチェックするのかとか、安否確認はどうやってするかというのは、別に休みの日に学校に来なくてもできる話なんで、そういうのを訓練しといてくださいねっていうことです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： もう一つ付け加えると、後半で説明した基準となる警報等が発令してないということをこの度書き込んだのは、これまでも例はあったんですけども、この学校防災指針の中に書き込めてなかったのが今回書き込んだということで、特に未来に向かってこんなことが不安だから新たに書き込んだとかじゃなくて、例えばどんなことがあったかという、2年程前ですかね、台風が大阪に直撃するというのがあって、明日直撃するというのがわかった段階ですので、前の日は当然そういう警報等は出てないんですね。まだ出てないけれども、その時はもうほぼ明日直撃するということで、前の日の午前中に明日の休校を決めたことがあるんです。教育委員会の指示で明日はもう休校にしよう、ほぼほぼ明日は直撃だということで休校にしたことがあるのが一点と、それともう一つは、懸念事項として朝の段階では警報はまだ出ないんだけど、それこそ昼ぐらい、もしくは子どもたちが帰る時間に最悪な事態になるっていう時に、さあ朝警報出てないから来なさいよっていうことがいいのか悪いのかということで、我々としたら2年ほど前の例と一緒に、朝の段階で今日は危険だということであればもう警報が出てないに関わらず、教育委員会の方から今日は休もうというようなことを出そうとここに明文化したということなので、そういう意味で追加させていただきました。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第58号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第4、議案第59号「箕面市立郷土資料館条例施行規則及び箕面市文化財保護条例施行規則改正の件」から日程第23、議案第78号「箕面市子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種費用自己負担金助成要綱改正の件」までは、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長：本件は、教育委員会事務局宛の文書に、学校印の押印を求めている書類について、押印を廃止するとともに、市民等からの申請書等の押印もあわせて廃止するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：この市民の皆さんに出していく申請書類について押印をしない方針は市としては早くに出てまして、その時点で即座に変更したのものもあるんですけども、非常に申し訳ないが多くのが今現在まで生き続けてたということですので、改めて事務局で全部見た上で、押印をなくすということに当てはまる部分については、今回一挙に全てこれで一応全部終わるということで、非常に時間が経って申し訳なかったです。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第59号から議案第78号までを採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第24、報告第77号「箕面市教育委員会電子署名規程制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長：本件は、本市で電子契約システムの運用を開始することに伴い、電子署名に係る規定を整備する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委

任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、電子署名に用いる職名または組織名等に係る規定を定めるとともに、電子署名カードに係る管守及び取扱いに関する規定を定めるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第77号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第25、議案第79号「箕面市保育所等給食に係る物価高騰支援補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、令和4年度以降続いている物価の急激な高騰による保育所等の給食材料費への影響を低減し、給食内容を維持するため、民間保育園等に対し、補助を行っていますが、現在も物価高騰が続いていることから、更なる支援を行うため、要綱の改正をご提案するものです。令和5年4月以降、在園児1人あたりの月額食材基準額5,500円に、園児数及び物価上昇率7.8%を乗じた額の補助を、令和6年1月分から、物価上昇率を4.1%引き上げ、11.9%に改正するものものです。これにより、保護者の給食費負担を増額させることなく、これまでどおり給食内容の質や量を維持できると考えます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： これは物価高騰に困っている保護者の負担を軽減するというので実施しているということですね。それで保育所、幼稚園、認定こども園等に対して行ってるということですね。この幼稚園というのは、今市内の幼稚園だけですかね、やってるのが。それでね、箕面の幼稚園に行ってる子どもたちは市外の幼稚園に行ってる子どもが約半数ぐらいいるんですか。正確な数字わかりますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 私立幼稚園につきましては、市内の私立幼稚園に約400人、市外が約500人程です。認定こども園につきましてはちょっと正確な数字はつかめてないんですけど、500人程行っているかと思います。

○委員（稲田滋君）： 幼稚園で市外に行っている子が500人、認定こども園で500人くらいということですか、市外に行っている子が、1,000人くら

い市外にいつているということでもいいですかね。それぐらいの方が市外の幼稚園に行っているんですけど、その人たちは何の恩恵も受けられていないということになっているんですね、現状は。

- 教育長（藤迫稔君）：今言ってるこの交付金のスキームをもう少しきっちり説明してほしいです。今の質問はおそらく、市内にその施設がある、市外にその施設がある、でも市内の施設には市民の子どもと市外の子どももいてる。市外の施設にも市民の子どももいてるし市外の子どももいてる。果たしてこの交付金はどこにどう当たるのかっていうのをまずきっちり説明してほしい。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：食材に対する補助なんですけど、市内の保育所等に対して行っておりまして、市内の保育所等の中でも市民の児童数の分だけに対して補助を行っているものです。ですので市外に通われているお子さんについての補助は出ていないという状況です。認定こども園、私立幼稚園についても同じでして、市内の施設の市内の子どもに対してのみ補助をしておりますので、市内園で市外のお子さんについても補助を行っておりませんし、市外園に行かれています箕面市民に対してもそこに対しての補助は行っておりません。
- 委員（稲田滋君）：ですから箕面市民で市外の幼稚園に行っている人にはなんの補助も出てないと。物価高騰で困っている保護者に対して支援するということなのに、市外の幼稚園に行っている人にはなんの手立ても行われていないというのはなんかちょっと変だなと思います。ただ、令和6年3月31日をもってこの制度が終わってしまうという作りになっていますが、物価高騰はこれからも続くかもわからないし、また再度来年度以降も実施することになるかもしれませぬよね。その時にはきちんと市外の幼稚園に行っている人にも同じように支援ができるような形でぜひとも取り組んでください。よろしくお願ひします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（酒井康生君）：他の市町村はどうなっているのかはわかりますか。豊中や池田や吹田でも同じように、その市の幼稚園等に自分の市に属している子どもたちの分だけ払っているのですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：対象のお子さんをどこまで広げているのかというところまで確認はできていないんですが、近隣市においても物価高騰に対する給食食材の補助として市内の園に対して行っているのは確認しています。
- 委員（酒井康生君）：財源上こういう形でしかできない場合はどうしても仕方がない場合は出てくるのかとは思っていますし、その場合であっても歪なことが起こるのなら、もっと他の方法を考えられないかという議論は必要なのかとは思っています。あと、他の市町村との兼ね合いがいっぱいあると思うので、

他との関連で一定カバーできてるかできてないっていうところも一応検討はしていただく必要あるかなと思っています。

○教育長（藤迫稔君）：もう一度整理して言うと、このお金は保護者についてるんじゃなくて、施設にいつてる。施設にいつてるんだけれども、箕面市内のAという私立幼稚園にいくら補助するかを計算する時に、箕面市民の数で計算するということなので、もういつてしまったらA幼稚園にいつたお金の色がついてないというふうに思ったらいいですね。実際にはA幼稚園にお金はいくけれども、あなたは市民の子だからなんとかしてあげるけれどもこっちの子には何もしてあげれないという風にはならないということですね。たぶんそのもやもやが解決してないからそこをきっちり説明しないとだめだと思う。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：園に対して補助しているんですけども、その際、例えば認定こども園であればいろいろな市から通われているお子さんがいるのですが、いったん給食費は徴収して、市民にだけ還元しているというような園もごございます。

○代表教育委員（山元行博君）：長く時間をとるわけにはいかないので、これはここで置いておきたいと思えますけど、また再度多分これ園区というのは一応決まってないことなのでね、それを突き詰めて求めていくのは難しいと思います。ただ概略のことでわからないところはわかるように、市外に行っている子どもたちは箕面は多いので、そこのところはもう少し調べていただいて報告いただけたらありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第79号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第26、報告第78号「箕面市保育の利用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、保育所等の利用を必要とする程度の認定に用いる利用調整選考基準を修正するため、要綱を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。令和6年4月入園選考に用いる利用調整選考基準について、令和5年8月31日の教育委員会臨時会でご承認いただきましたが、その後、実際の運用と違うように読み取れる表現について、文言の整理を行ったこと、及び、「認可保育施設と保育所等」や、「就労と勤務」などの言葉が混在していたことから、文言を統一し、整理を行ったものです。この基準につきましては、令和6年9月15日付けで市ホームページに公開をしていましたので、10月7日付けでホー

ホームページの修正を行うとともに、子ども総合窓口でのご案内、市内保育施設を通じて保護者へ周知、子育て情報を発信するおひさまメール、市広報紙11月号への掲載等をするとともに、11月10日から開始する令和6年4月入園申込みの際に周知してまいります。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）： この改正によりまして、どのような方が今後選考されるようになるというふうな考えで改正をされたのかを例を挙げて少しお話しただけならと思います。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 今回の改正なのですが、例えば認可保育所等に入所できずやむを得ず認可外保育施設や一時保育サービスを利用して、常に3日以上就労している場合に加点をさせていただいているんですけれども、実際の運用としましては、経済的な理由などによりまして保育サービスを利用せず、祖父母等に子どもを預けて就労している方も加点の対象としておりましたので、そこについてが正確に読み取れない表現になっておりましたので、明確な表記に整理をさせていただいたものです。一例を挙げますとそのようになります。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第78号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第27、議案第80号「箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、私立幼稚園に通う市民税所得割額77,101円未満の世帯及び第3子以降の、給食費のうち、おかず代にあたる副食費については徴収が免除されますが、国要綱が改正されたことに伴い、免除額の上限について、月額4,500円から4,700円に改正をするため、及び、申請書における押印を廃止するため、要綱の改正をご提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： これは市内に通ってようが市外に通ってようが、同じように4,500円が4,700円になるということですね。さっきの案件もそういう形で、どこの幼稚園に通ってようが同じように受けられる形にできたらしてください。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第80号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第28、報告第79号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長：本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。箕面市奨学資金基金条例に基づき設置する「箕面市奨学生選考委員会」の委員から、去る10月15日付で辞職願が提出されましたので、これを承認の上、解職するとともに、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項の規定に基づき、その後任として、新たな委員を、10月16日付で任命したものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第79号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第29、報告第80号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市社会教育委員の解職及び委嘱をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。箕面市社会教育委員に関する条例に基づき設置する箕面市社会教育委員から、去る10月15日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認の上、解職するとともに、箕面市社会教育委員に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき、その後任として、新たな委員を、10月16日付けで委嘱したものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第80号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第30、報告第81号「箕面市立保育所の保育所歯科医解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立保育所の保育所歯科医の解職及び委嘱を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。箕面市立萱野保育所の保育所歯科医から令和5年9月末をもって辞職する旨の願いが提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として、新たな保育所歯科医を委嘱する必要が生じたため、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に規定する嘱託医として、令和5年10月1日付けで委嘱したものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第81号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第31、報告第82号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第82号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第32、報告第83号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 子ども未来創造局副教育長： 本件は、去る令和5年9月21日に開催されました令和5年第9回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第83号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第33、議案第81号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

(傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席)

(議案第81号及び報告第84号に係る審議)

- 代表教育委員(山元行博君) : 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案24件、報告8件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長(藤迫稔君) : ありがとうございます。これもちまして、令和5年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午前11時39分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)